

北区健康づくり地域活動支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子高齢化が進む中、高齢者が生き生きと暮らし、子どもたちが安心して育つことのできる地域づくりのため、区内の住民で組織する団体等が区内で行う健康や体力づくり等を目的とした地域のイベント、活動等を行う際に、これを支援するための資材を貸出すことに関して必要な事項を定めるものとする。

(貸出対象)

第2条 貸出対象は、区内の一定地域において、共通の地域目標をもって活動する団体で、次の各号のいずれかに該当する団体（以下「貸出対象団体」という）とする。

- (1) 官公署、学校等の公的機関
- (2) イベント等を実施する区内のまちづくり団体等
- (3) 自治会等の社会通念上におけるコミュニティー組織
- (4) 社会教育関係団体又は社会福祉関係団体
- (5) その他区長が適当と認める団体

2 個人への貸出は認めない。

(貸出の要件)

第3条 貸出の対象となるイベント、活動は、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。

- (1) 健康や体力づくり等を目的として実施する活動であること
- (2) 営利を主目的とした活動でないこと
- (3) 宗教的活動または政治的活動でないこと
- (4) 資材を汚損し、又は破損するおそれがないこと

(貸出資材)

第4条 下記のとおりとする。

資材名	数量
テント	2

グラウンドゴルフセット	ポールポスト・旗・スタートマットのセット（1～8のコース用）	3
	一般用クラブ6本・樹脂ボール6色のセット	12
	車椅子用クラブ6本・樹脂ボール6色のセット	3
	片手用（子供）クラブ6本・樹脂ボール6色のセット	1

（貸出に要する費用）

第5条 資材の貸出は無料とする。ただし、借受及び返却時の運搬については資材の貸出を受けた団体（以下「借受者」という）が負担するものとする。

（貸出の申込）

第6条 貸出対象団体が資材の貸出を受けようとするときは、当該団体の代表者は健康づくり地域活動支援事業貸出申込書に必要な事項を記入し、使用前までに申請書を提出しなければならない。

2 貸出の申込は、貸出の12ヶ月前の月の最初の開庁日より電話または窓口で受け付ける。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1) 区が主催、共催および後援する場合

(2) 区内の幼稚園、保育園、小・中・高等学校及び公的機関等が使用する場合

(3) その他区長が必要と認める場合

3 複数の団体が同一期間で第4条の数量を超えて同一資材の貸出を申請した場合、前項の申し込みを先に行った団体に貸出を行う。

（貸出の決定）

第7条 区長は前条の申込があった場合、書面による審査を行い、貸出申込の可否を決定し、当該団体の代表者に対して通知する。

（貸出の取消）

第8条 区長は借受者がこの要綱に違反したときは、貸出の決定を取消することができる。

2 貸出資材の破損・紛失等により資材が準備できない場合は、貸出の決定を取消することができる。

3 貸出の決定を取消したことにより借受者に損害が生じてても、区長は一切の責任を負わない。

（使用期間）

第9条 資材は、同一団体が引き続き5日以上使用することができない。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

- 2 借受者は、使用后、すみやかに資材を返却しなければならない。

(使用者の責務)

第10条 借受者は次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 1 借受者は、善良な管理者の注意をもって資材を管理しなければならない。
- 2 借受者は、資材を返却する際には、汚れを落とし、乾燥した状態で返却しなければならない。
- 3 借受者は、資材を破損・汚損・紛失した場合、速やかに区長に報告し、区長の指示に従ってこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 4 貸出を受けた資材の管理、使用等については、借受者が責任を負うものとする。
- 5 借受者は、資材の使用の権利を第三者に譲渡してはならない。

(区長の免責)

第11条 資材の貸出により、借受者が受けた被害及び借受者が第三者へ与えた損害に対しては、区長は一切その責を負わない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、貸出に関して必要な事項は区長が定める。

(附則)

- 1 この要綱は、平成18年1月4日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年5月1日から施行する。
- 3 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。